

令和3年第2回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和3年6月17日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 原 田 健 資	2番 武 澤 豪
3番 北 上 正 弘	4番 後 藤 修
5番 坂 東 重 夫	6番 藤 本 功 男
7番 笠 井 安 之	8番 中 野 厚 志
9番 笠 井 一 司	10番 川 人 敏 男
11番 檜 原 伸	12番 松 村 幸 治
13番 吉 田 稔	14番 森 本 節 弘
16番 木 村 松 雄	17番 阿 部 雅 志
18番 出 口 治 男	19番 原 田 定 信
20番 三 浦 三 一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

17番 阿 部 雅 志	18番 出 口 治 男
-------------	-------------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 藤 井 正 助	副 市 長 町 田 寿 人
副 市 長 春 木 尚 登	教 育 長 高 田 稔
企画総務部長 坂 東 孝 一	市 民 部 長 矢 田 正 和
健康福祉部長 寺 井 加 代 子	産 業 経 済 部 長 岩 野 竜 文
建 設 部 長 川 野 一 郎	水 道 部 長 藤 野 芳 大
会 計 管 理 者 岩 佐 賢 二	教 育 部 長 石 川 久
危機管理局長 吉 川 和 宏	企画総務部次長 稲 井 誠 司
市 民 部 次 長 大 森 章 司	健康福祉部次長 小 松 隆
産 業 経 済 部 次 長 森 克 彦	建 設 部 次 長 高 田 敬 二
教 育 部 次 長 瀧 川 靖 治	教 育 部 次 長 森 友 邦 明
吉野支所長 伊 坂 好 史	土 成 支 所 長 相 原 繁 喜
阿波支所長 林 英 司	水 道 部 次 長 大 塚 清

農業委員会事務局長 松 村 栄 治

監査事務局長 野 崎 順 子

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 松永 祐子

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

日程第2 議案第74号 令和3年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第75号 阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正  
について

日程第4 議案第76号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部改正について

日程第5 議案第77号 阿波市企業立地促進条例の一部改正について

日程第6 議案第78号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について

日程第7 議案第79号 阿波市交流公園の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第8 議案第80号 吉野旭集会所の指定管理者の指定について

（日程第2～日程第8 質疑・付託）

午前10時01分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、4番後藤修君の一般質問を許可いたします。

4番後藤修君。

○4番（後藤 修君） ただいまから4番後藤修が一般質問をいたします。J-ALERTが鳴って安心するのは変な気分です。

早速、今回の質問に入りたいと思います。大枠で4つの質問をさせていただきます。1問目はごみ問題について、2問目は合併処理浄化槽について、3問目は阿波っ子スクールについて、4問目は成人式についてです。

まず、ごみ問題についてです。

先日、新ごみ処理施設の候補地である周辺地域の説明会に参加させていただきました。説明会では、地元の藤本議員、北上議員も参加されていました。その説明会では、候補地に至った経緯や処理方式などの説明があり、地元住民の皆様からも質問や要望などの発言も多くありました。最後には三豊の先進地の見学のご案内もあり、丁寧な説明会であったように思います。

現地見学会では、実際に施設全体を見学していただき、住民の皆様が気にされている水処理方式や臭いも体感していただいたと聞いています。しかしながら、仕事の都合などで参加できない方がたくさんいらっしゃったとも聞いています。

この件については、私もある程度想定した範囲であり、それを補うためにも、昨年の12月議会代表質問の燃料化方式の先進地事例をACNで放送できないかを質問させていただいた次第です。それを踏まえて、まず1点目、新ごみ処理施設のCMの進捗状況についてを答弁願います。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） おはようございます。後藤議員の一般質問1問目、ごみ問題についての1点目、新ごみ処理施設のCMの進捗状況についてのご質問にご答弁させていただきます。

令和7年8月稼働予定の新ごみ処理施設の処理方式である燃料化方式について、市民の皆様へ周知を行うためPR用動画を作成するよう、中央広域環境施設組合の令和3年度当初予算において予算措置を行っております。

目的としましては、新ごみ処理施設で導入する微生物の力で可燃ごみを燃やさず、発酵させ、石炭の代替燃料にする燃料化方式について、PR用動画を作成することにより新ごみ処理施設についての理解を深めていただく、また、よりたくさんの市民の皆様へ周知を行いたいとの考えから作成するものでございます。

ご質問の進捗状況につきましては、4月末に業務を発注しておりますが、現在、修正の作業を行っており、6月末頃での完成を見込んでおります。放送につきましては7月頃からとしており、放送時間は約5分、阿波市、板野町、上板町の各ケーブルテレビにおいて随時放送を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 答弁いただきました。

6月末頃の完成見込みであり、7月頃からの放送予定と着実に進んでることが分かりました。また、12月議会の答弁では3分程度とお聞きしておりましたが、放送時間は約5分と長くなり、より一層、市民の皆様が理解を深めていただける放送と期待するところです。この質問については、これで終わりたいと思います。

次に、ごみ問題として、3月議会にも質問させていただきました指定ごみ袋にごみカレンダーやリサイクルの情報を二次元バーコードで印刷するなどが有効ではないかの要望をしておりましたが、今回の補正予算には、ごみ分別アプリ導入という文字を拝見しました。これは、さきの質問に対しての市の取組と理解するところではありますが、詳しくその内容をお聞きしたいと思います。再問として2点目、ごみ分別アプリとはどのようなものか、答弁願います。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 後藤議員の一般質問、ごみ問題についての再問、ごみ分別ア

アプリとはどのようなものかについてでございますが、本市のごみ収集カレンダーは、阿波町、市場町、土成町、吉野町の4地区分を作成し、12月末を目途に次年度分のごみ収集カレンダーをご家庭に配布をしており、市民の皆様には、配布したごみ収集カレンダーを基にごみ出しを行っていただいております。

担当課である環境衛生課へのよくあるお問合せとして、ごみ収集カレンダーの確認を忘れ、ごみが出せなかったが、どうすればよいか、粗大ごみの回収日や場所を教えてほしい、ごみの分別方法を教えてほしいなどがあります。このような問題に対応すべく、アプリ導入のために6月補正予算を計上させていただいております。

スマートフォンアプリを提供する理由といたしましては、全世代でスマートフォンが急速に普及をしていること、特に60代のシニア層につきましては、2013年7月で7.9%だった普及率が、2019年2月時点では68.5%になり、今後一層スマートフォンの普及、活用が進むと見込まれます。そして、全国1,741自治体のうち1,273の自治体がスマートフォンアプリによる情報を配信しており、自治体でのアプリ活用が一般的になってきたことも挙げられます。

今回導入予定のごみ分別アプリの基本性能といたしましては、住んでいる地域のごみ収集カレンダーが確認できる、天候不順や年末年始のような収集パターンが変更になる場合に、お知らせ記事として確認ができる、アプリ内で地図を表示することができ、ごみの持ち込み施設をマップ表示で確認ができるなど、市民の皆様にとって使いやすい機能を備えております。市民の生活における利便性向上のためにも、ごみ分別アプリの導入を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 答弁いただきました。

答弁にあったように、私の要望以上のものが、このアプリを利用することでできることが分かりました。特に、収集パターンが変更になる場合のお知らせ記事などの機能は、耳の不自由な方にとっても、とても便利な機能ではないでしょうか。また、ごみ出しの忘れ防止アラートは、ごみ出しの忘れを防止するだけでなく、ごみの前日出しの抑制にも効果がありそうです。

（パネルを示す）こちらは、同様のアプリで阿南市のものです。見ていただければ分かるように、今週のごみ出し、今日、明日、そして月、ごみの出し方やごみ分別辞典など至れ

り尽くせりのアプリだと感じています。本市のアプリについても大いに期待しております。この質問については、これで終わりたいと思います。

続いて、ごみ問題の最後の質問をさせていただきます。

昨年12月議会のごみ問題の質問の中で、循環型社会に向けての4Rの進捗状況について、矢田市民部長の答弁では、「可燃ごみとして捨てられておりますティッシュの箱やトイレットペーパーの芯、カレンダーなどの、いわゆる雑紙等の再利用についても、市民の皆様へリサイクルのご協力をいただけるよう検討してまいります」。また、3月議会の質問の中の、ごみ袋の価格見直しについても、同じく矢田市民部長の答弁では、本市ではごみ袋を有料化することにより、ごみ排出者の責任の明確化やごみ問題に対する市民意識の向上を最終目標としまして、ごみ発生の抑制につながることも期待しております。出されたごみの量に応じ負担をいただく応益負担の観念の必要性からも、中のごみ袋の価格見直しについて慎重に判断してまいりますとありました。

この2つの問題の解決策として、市民の皆様へ資源ごみ（雑紙）の回収をしていただき、その対価として指定ごみ袋の交換ができないかを再々問といたします。資源ごみ（雑紙）を指定ごみ袋と交換できないかについて答弁願います。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 後藤議員の一般質問、ごみ問題についての再々問、資源ごみ（雑紙）を指定ごみ袋と交換できないかについてでございますが、本市では、ごみ減量化を目的としたリサイクルの取組として、各町で月1回、古紙回収事業を実施しております。その回収実績といたしましては、令和元年度は102トンで、うち雑紙が104キログラム、令和2年度は135トンで、うち雑紙が149キログラムとなっております。回収した古紙の中で雑紙の占める割合は、令和元年度、令和2年度ともに約0.001%となっております。

今後については、市民の皆様へ広く周知を行いつつ雑紙の回収の取組も進めていかなければならないと考えております。

では、どのようにすれば雑紙回収を効果的に推進することができるのかにつきましては、市民の皆様への周知に加え、平日でも雑紙回収や回収場所を増やすことにより、市民の方にとっての利便性も向上すると考えております。

後藤議員ご提案の、家庭から出た雑紙の量に応じて指定ごみ袋と交換するなどの取組につきましては、先進事例なども参考に今後十分検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 前向きな答弁をいただきました。

他の市町村では、パッカー車で古紙を回収する様子をよく見かけますが、費用対効果を考えると合理的だとは思いません。答弁いただいたように、回収場所を増やすことにより効率的に回収もでき、仮に回収場所として公民館や支所、本所とすることにより雑紙がぬれる心配もないと思います。積極的なこの事業を検討していただければと思います。

この質問に際しては、私も独自で調べました。探せばあるものです。岡山県総社市では、このような取組がされていました。（パネルを示す）パネルでご紹介しますと、2キロ以上の雑紙で市指定のごみ袋と交換できるものです。総社市では4種類のごみ袋があります。45リットル、30リットル、20リットル、10リットル。重さに応じてお好みのごみ袋と交換できます。また、2キロに満たない場合や端数が出た場合は預かり証を発行するシステムで、無駄がありません。

先ほどの答弁では、阿波市では令和2年度、雑紙の回収が149キロとなっていますが、総社市は、4月の1か月で8,482キロを回収しています。総社市の人口は4月現在6万9,754人で、阿波市の1.9倍です。単純に総社市の1か月の回収量を1.2倍し、阿波市との人口比率の1.9で割ると、年間5万3,570キロの回収で、阿波市の約360倍となります。もう一度言います、360倍です。

ちなみに、1回の持込み量は平均約5キロと、先ほどの表から換算すると、45リットルごみ袋10枚と20リットルごみ袋10枚がもらえる計算です。阿波市の指定ごみ袋で計算すると、45リットル250円と20リットル200円の合計450円の対価となります。これは全て机上の計算です。絵に描いた餅かもしれません。しかし、ごみ処理施設を往復する車が一台でも減るのであれば、周辺の住民の皆さんの負担が軽減できるのであれば、試みることもやぶさかではないでしょうか。

また、先ほどの分別アプリを利用することにより、より一層の効果が期待できるのではないのでしょうか。ぜひ参考にいただき、近い将来の実施を要望いたします。これで、この項の質問は終わります。

次の質問は合併処理浄化槽についてです。

（パネルを示す）このパネルは、令和3年度の合併処理浄化槽設置補助金額の限度額を近隣の市町村と比較したものです。表を見ていただければ分かるように、新設一律6万円

も気になるところですが、今回は転換補助と別枠の単独槽30万円とくみ取り槽15万円の転換の補助にさらに上乗せされる部分について質問をしたいと思います。

質問として、近隣市町村に比べての補助金の違いについて、以上答弁願います。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 後藤議員の一般質問の2問目、合併処理浄化槽についての1点目、近隣市町村に比べての補助金額の違いについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本市では、平成27年度に策定した阿波市汚水処理構想に基づき汚水処理事業を実施しており、その基本方針は徳島県汚水処理構想策定マニュアルに基づいております。本市の汚水処理対策として、農業集落排水事業を吉野町一条西処理区と柿原東処理区で取り組んでおり、それ以外の地区を個別処理区域と設定し、合併処理浄化槽事業を推進しております。

ご質問の合併処理浄化槽の補助事業におきましては、阿波市汚水処理構想の中、汚水処理人口普及率の向上を目指すため、個別処理区域においては合併処理浄化槽への転換工事に対し設置補助金の上乗せを実施し、整備促進を図る。広報、ケーブルテレビ等を通じて市民に生活排水の実態や汚水処理施設の整備の必要性について普及啓発を行うとしております。

合併処理浄化槽設置を推進するための補助金額の内訳としましては、新設は一律に6万円、転換は、5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円、そして宅内配管補助では、単独浄化槽が30万円、くみ取り槽が15万円としております。

本市では、合併処理浄化槽への転換工事に対し、平成31年度より、県内の他の自治体に先駆け、宅内配管補助金を交付するなど合併処理浄化槽の普及推進に向けて取組を進めているところではございますが、令和元年度末での本市の汚水処理人口普及率は58.2%で、県内で10番目となりますが、徳島県全体では63%で、全国の最下位となっておりますので、構想に基づく早期普及に向けた整備の必要性は喫緊の課題ともなっております。

このような状況を打破するため、徳島県が中心となり、令和3年度に市町村が実施する汚水処理構想の見直しに当たり、汚水処理事業を取り巻く問題の洗い出し、汚水処理事業を取り巻く問題の因果関係、汚水処理事業の現状と目標などを取りまとめ、今後の事業計

画に生かすこととしております。

今後につきましては、汚水処理事業を取り巻く課題を踏まえ、引き続き国、県と連携しながら合併処理浄化槽の普及推進に向けた取組を継続してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 答弁いただきました。

汚水処理人口普及率は徳島県が全国でも最下位で、阿波市は県内でも10番と低いことが分かりました。その汚水処理普及率の向上を目的として合併処理浄化槽への転換工事に対して、設置補助金の上乗せをすることにより整備促進をしていることも分かりました。

しかし、単独槽やくみ取り槽の撤去により浴槽や便器を全て交換するような大きな工事になる場合もあるのではないのでしょうか。そのときに、耐震リフォームや定住リフォームの補助金事業を併用することにより経済的な負担が軽減でき、さらに促進することができるのではないのでしょうか。阿波市でも部課の垣根を取り払い、国、県との連携を共にしていければと思います。また、古い家を解体して家を建て替える場合も、転換と同様の補助も検討していただければと思います。

自然環境の保護、水質の保全、非常に重要な問題です。阿波市の手厚い補助がそこにあることが分かりました。この項目の質問はこれで終わりたいと思います。

次の質問に移ります。阿波っ子スクールについてです。

阿波っ子スクールへの通級は、保護者送迎か、生徒自身による自転車、徒歩となっています。阿波っ子スクールの所在地は土成農業者トレーニングセンターの一角にあります。そのため、阿波町、市場町地域などの遠隔の生徒は、自転車に乗るか、生徒の保護者の送迎となります。しかし、阿波町の端から来る生徒にとっては、車の往来の激しい県道を通って、また阿波中学校と逆の方向を通級することは勇気が要ることです。どうしても送迎に頼ってしまうときもあると思います。

保護者が仕事で送迎できない日もあると思います。そんなときに、タブレット端末で家でも学習することができればと思います。それを踏まえて今回の質問をさせていただきます。タブレット端末の利活用について答弁願います。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 後藤議員の一般質問の3問目、阿波っ子スクールについて、タブレット端末の利活用について答弁させていただきます。

適応指導教室阿波っ子スクールは、何らかの心理的、情緒的な要因により登校しない、または登校したくてもできない状態にある児童・生徒に対して学校復帰の指導援助を行うため、阿波市教育委員会が土成農業者トレーニングセンター内に設置した教室でございます。

現在、阿波っ子スクールでは、以前から設置しておるパーソナルコンピューターを使って学習をしております。これまでは、無料配信されているドリル教材の学習に取り組んできましたが、本年4月からは、音声や映像が内蔵された英語のデジタル教科書を使った学習も行っており、学習内容の定着を図っておるところでございます。

阿波っ子スクールにおいてタブレット端末の利活用をするに当たり、GIGAスクール構想により阿波市内の学校に導入したタブレット端末につきましては、授業での利活用を推進するため、教材ソフトの導入、設定、確認を順次進めておりましたが、納入タブレット端末の同機種にバッテリーの不具合の報告があり、回収、点検が必要となったため、授業での利活用に時間を要しているところでございます。

阿波っ子スクールにおきましても、インターネット環境が整っておりますので、子どもたちが使用するタブレット端末の点検が終了しましたら利活用を図ってまいりたいと考えております。

今後、タブレット端末が改めて子どもたち一人一人に配布されますと、子どもたちの特性に応じて、調べ学習、学習の成果の発表、友達や先生との意見交換などの学習にも利活用を広げ、知識や技能の定着だけでなく、学習意欲や自信、コミュニケーション力、考え方を深めたり広げたりする力を伸ばした上で在籍校への復帰につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 答弁いただきました。

納入タブレット端末の同機種バッテリーの不具合の報告があり、回収、点検が必要となったため、授業での利活用に時間を要していることが分かりました。

端末を持ち帰っての学習ももう少し時間がかかりそうですが、問題がクリアになれば自宅での活用も検討していただければと思います。これで、この項の質問は終わります。

次の質問に移ります。成人式についてです。

（パネルを示す）このパネルは、県下の成人式の開催状況をまとめたものです。青色の

1 3 市町村は開催もしくは開催予定のところでは、また、緑色の9市町は代替措置を実施もしくは延期調整中のところでは、赤色の1町は中止のところでは、明確になっている開催もしくは開催予定を月で見ると、8月は5件で、1月は9件です。8月もしくは1月に開催とするところで二分しています。この状況で早々と本市が中止した経緯が知りたいところでは、

まず1点目の質問として、中止にした経緯について、2点目として、他の自治体では来年1月の延期開催が増えてきています。2点目の質問として、来年1月開催はできないのか。以上2点を順次答弁願います。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 後藤議員の一般質問の4問目、成人式についての1点目、中止にした経緯について答弁させていただきます。

本年1月2日に開催を予定しておりました令和3年の成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本年夏に延期し、開催に向けて準備を進めておりました。しかしながら、全国各地において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施されている状況下であり、新型コロナウイルス感染症の流行主体が感染力の強い変異株に置き換わり、感染症に罹患しないことが重要となっております。重症化率、死亡率も高いとされており、また、感染症の後遺症についても、20代以降の全世代で高頻度に認められ、全ての世代において感染リスクが高まっており、また、新成人となる若年層については、現在、順次実施されているワクチン接種が夏までに終了することができない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、県内外から多くの新成人が参加する成人式を開催することで、新たに市内において感染を広げるおそれや成人式終了後の多人数での会食機会が感染症クラスター発生にもつながりかねません。このようなことから、新成人はもとより、ご家族や市民の皆様の健康と安全を最優先に考え、誠に残念ではございますが、成人式の開催を中止とさせていただきます。

続きまして、2点目の来年1月開催はできないかについて答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中で、式典を延期することで新成人の皆様や保護者の皆様にさらなるご準備、ご負担をおかけすることになります。また、来年1月開催としたとき、感染症が収束しておらず、式典が中止となった際には、再度ご迷惑をおかけしてしまうことを考え、来年1月の開催はできないと判断させていただきます。

た。

なお、成人式式典は中止といたしますが、今後、新型コロナウイルス感染症の安全性が確認できる状況であれば、写真撮影の機会を設けるなどの代替イベントを検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 答弁ありがとうございました。

安全性が確認できるのであれば、写真撮影の機会を設けるなどの代替イベントを検討します。高田教育長より前向きな答弁をいただきました。中止に至った経緯の中の説明でも、新成人はもとより、ご家族や市民の皆様の健康と安全を最優先に考えての苦渋の決断だと、分かりました。また、再度延長の場合の新成人の皆さんや保護者の皆様の準備や負担に配慮している点も十分理解しました。

阿波市の新成人の皆さんのほとんどが、今の情勢を見て、8月開催は難しい、これを実施すると、関係者の皆さんに負担をかけてしまうと思っています。先ほど見ていただいたパネルで、那賀町の対象者へのアンケートで、8割が来年1月の開催を望んだため、1月2日の実施を決めたとあります。3日には1歳下の世代の成人式を予定しています。昨日の徳島新聞でも、お隣吉野川市が1月3日に、午前、令和3年の成人式、午後には令和4年の成人式の開催との記事もありました。阿波市の成人の皆さんが思っている最終のタイムリミットは1月2日ではないでしょうか。11月末にはワクチン接種が終わって、状況は好転する可能性も十分考えられると思います。

今、藤井市長をトップにコロナ対策がされ、春木副市長を先頭に行われているワクチン接種。先日のインターネット代行予約や集団接種と、市の職員皆さんの努力に感謝しかありません。それもコロナから日常を取り戻すために、国民全体で集団免疫を確立するためのものではないのでしょうか。その日常とは、毎年行われている成人式もその一つではないのでしょうか。オリンピックは4年に一度です。しかし、成人式は生涯に一度です。そして、子育てするなら阿波市、その集大成が成人式ではないのでしょうか。市長、教育長、時間はまだあります。成人式開催も選択肢の一つと加えていただけるよう十分検討し、ご英断をお願いいたします。

これで私の今回の質問の全てを終わります。

○議長（松村幸治君） これで4番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

8番中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 議席番号8番、日本共産党、中野厚志、ただいまから質問を始めます。

一つ目は、社会福祉について質問させていただきます。

阿波市の障害者用駐車場は屋根つきのところで、3台駐車できるようになっています。駐車場の入り口のところに案内板も2か所設置されていましたが、イベントがあったときとか、施設やホームの車が駐車しているのは見たことがあります。しかし、ふだんはあまり利用されていないような気がします。今朝は珍しく1台駐車してました。そこを利用せずに、福祉課に近い議員の駐車場を利用されてる方はよくいます。

障害者用駐車場は、普通は青とか黄色とか目立つ色で塗られていますが、阿波市は黒色で、しかも屋根つき——屋根つきというのはすごく恵まれているんですけども、影になって余計目立たないのではないのでしょうか。せっかくの施設ですので、しっかり利用してもらえるようにしてほしいと思います。

1番目の質問として、市役所等の障害者用駐車場の利用規程や扱いについて説明を求めます。

次に、特別障害者手当についてです。

市のホームページによると、これは20歳以上の方で心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の方に対して手当を支給する制度ですと記載され、令和2年4月から月額2万7,350円が支給されると書いてありました。支給時期は年4回、2月、5月、8月、11月で、その前の3か月分をまとめて払うと。

では、この特別障害者手当、実際どれぐらいの方が支給を受けているのか。また、せっかくの制度を市は広報等でどのように周知徹底しているのか、お答えください。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 中野議員の一般質問 1 問目、社会福祉について 2 点ご質問をいただきました。順次答弁させていただきます。

まず 1 点目、市役所等の障害者用駐車場の利用規程、扱いについての説明を求めるについてであります。

身体障害者等用駐車場については、令和 2 年 5 月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されました。これは、高齢者、障害者等が駐車施設等のバリアフリー施設を円滑に利用するために必要となる配慮をするよう努める旨が、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務に追加され、令和 3 年 4 月 1 日に施行されたところ です。

このため、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る取組としては、駐車場の利用希望者に対し、徳島県が利用証としてパーキングパーミットを交付しています。パーキングパーミットとは、障害のある人や高齢者、妊産婦の方など移動に配慮が必要な方が安心して駐車場を利用できるようにするために必要な利用証のことであり、駐車場を利用する際、車内のルームミラーにかけるなど外から見えやすいようにしておきます。利用証の交付、事務手続については県が窓口であり、お問合せ等は徳島県障がい福祉課及び県東部保健福祉局と南部並びに西部の各総合県民局及び県障がい者相談支援センターとなっております。

本市においては、市役所内社会福祉課及び各支所にパーキングパーミット制度のチラシを常備しており、窓口に来られた方で問合せがあれば職員が説明し、助言等個々の対応を行っております。

また、市役所における身体障害者等用駐車場の利用規程については定めておりませんが、利用については、パーキングパーミットをお持ちでない場合でも、日常生活または社会生活において障害のある人、高齢者や妊産婦、けがをされている方など身体の機能上の制限を受ける方の場合、利用可能となっております。

身体障害者等用駐車場につきましては、今後とも市役所に来庁される皆様が安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

次に、社会福祉についての 2 点目、特別障害者手当の周知徹底について答弁させていただきます。

特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減を一助として、手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上

を図ることを目的とした制度です。

支給要件は、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の二十歳以上の方で、原則として毎年2月、5月、8月、11月に支給され、月額が2万7,350円であり、本市の受給者数は35人となっています。

手当を受給するには申請が必要であり、申請者から提出された書類については、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令に基づき、阿波市福祉事務所社会福祉課で審査し、該当、非該当は福祉事務所長が決定することとなっております。

制度の周知方法につきましては、阿波市ホームページに掲載しているほか、各手帳の交付時に社会福祉課障害者福祉担当窓口にて福祉のしおりをお渡しし、該当する可能性がある方については相談も行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 順次答弁いただきました。

駐車場利用の証明書は県が発行する。市は、その手続のための窓口となるということですね。政治はもともと弱者のためのものですから、先ほどの答弁でありましたように、利用証を持ってない場合でも、障害のある方やけがをされている方など身体上、機能上の制限を受ける方も利用可能となってるっていうのを聞きまして、とても安心しました。ぜひ広報活動をしっかりやっていただき、本当にあの駐車場、上に屋根がついてますんで、すごくいいと思いますし、さすが阿波市と言われるような誠実で優しい対応で市民に喜んでもらえる行政サービスをしてほしいと思います。

特別障害者手当のほうですけども、私自身もこの制度をあまり知らなくて、市外の先輩議員から言われ、阿波市のホームページを見て初めて知りました。令和2年4月から月額が2万7,350円になっていますが、私が阿波市のホームページを見たときは、ちょっと違っていました。

それから、その中で特に要介護4、5の高齢者の方への個別周知ができているのかも、ちょっと今は注目しています。この個別周知も含めて、市民への一層の広報、周知をこれからしっかりやっていただきたいと思います。35名の方が受給されとるということで。

次に、補聴器について質問いたします。

2年前の令和元年6月議会で、私は補聴器の質問をさせていただきました。基本は障害

者総合支援法に基づく制度であって、障害者の方が独立、自活、より向上した日常生活を送るためのものだと思います。しかし、難聴は障害者の方に限定される病気ではなく、私自身もそうですけども、もう日本では10人に1人以上、1,400万人を超える人々が難聴者と言われています。

障害者手帳を持たない高齢者への補聴器購入の助成制度を要望したく質問します。2年前にしたんですけども、確認の意味も含めて補聴器購入の補助制度の内容について説明を求めます。それと、補助金の増額と軽度や中度の難聴者への補助制度の創設とかは考えていないのでしょうか、お答えください。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 中野議員の一般質問、社会福祉についての再問、補聴器購入の補助制度の内容、補助金の増額と補助対象者の拡大（中等度難聴）について答弁させていただきます。

補聴器の購入に要する助成制度としましては、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度がございます。この制度は、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就労場面における能率の向上を図ること及び障害のある子どもたちが将来社会人として独立、自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替する用具について、購入または修理に要した費用を全部または一部を負担する制度です。

この制度の支給対象者は、身体障害者手帳をお持ちの方で、本人負担については、原則費用の1割となっておりますが、世帯の収入に応じて1か月の負担上限額が定められております。また、生活保護世帯に属する者及び市民税非課税世帯は負担する必要はなく、市民税課税世帯は3万7,200円が上限となります。なお、市民税課税額が46万円以上の世帯は補助の対象外となります。

議員ご質問の補聴器の補助額の増額や軽度、中度の難聴者への補助制度の創設について、本市は、現行どおり障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の運用を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 現在、障害者手帳を持たない高齢者の補聴器購入の助成制度を実施している自治体は全国で20以上あります。千葉県浦安市、人口17万人の補聴器購入

費助成制度は1995年にスタート、26年の歴史があります。この制度は、高齢者補聴器購入費用の助成に関する規則に基づき、創設時の内容を基本的に維持しています。内容は、所得制限なし、提出書類は申請書と補聴器が必要という医師の証明書と購入した補聴器の領収書の3つです。65歳以上が対象ですが、ただし、70デシベル以上の重度、高度難聴の障害者手帳を交付されている方は除きます。助成額は、さっきの金額と似てますが、上限は3万5,000円です。

補聴器は、メーカーによって音の質が異なるので、値段が高額、40万円、50万円の補聴器が結構ありますが、そういうものを購入しても、合う人と合わない人が出てきます。私も補聴器を買いましたけども、途中から何かあまり聞こえなくなってしまうと、しないときも結構多いです。そのため、沖縄県ではその問題を解決するため、補聴器を希望する人に2週間貸出し、実際に補聴器をつけてもらいます。しかも、その補聴器は12社の補聴器を貸し出しています。すぐに決まる人もいますけども、調整に10回以上かかる人もいます。

また、東京都千代田区の補聴器購入制度は、2020年4月から助成額が、それまでの上限2万5,000円から上限が5万円に倍加しました。また、これまでは助成は1回だけでしたが、昨年4月からは、助成決定から5年経過した人は再度申請できるようになりました。千代田区の障害者福祉係では、聴力は加齢とともに低下しますので、買換えが必要になります。補聴器も5年ほどで劣化しますからと、すごい理解を示しています。

また、千代田区は、昨年度の区民健診で、60歳以上の聞こえない不安があると答えた人を対象に初めて聴力検査を実施しました。難聴の早期発見を目的としたものです。実際に聴力検査した人は356人、WHOが補聴器装着を推奨する中等度41から69デシベルの難聴者が110人、3割を占めたということです。

難聴のままですと、閉じ籠もり、鬱、また、国が2015年のオレンジプランで認知症発症の危険因子に難聴を指摘しています。補聴器購入の助成制度の創設等、先進地域を参考に難聴で困ってる市民の健康増進のための政策を、またぜひ考えていただきたいと思います。以上でここの質問は終わります。

次の質問に移ります。次は大型特殊免許の取得についてです。

私が、この大型特殊免許について質問しようと思ったのは、近所の人から、法律が変わって幅が1.7メートルを超える大型トラクターで公道を走るときは別に免許が要る。教習所へ行ったら8万円もかかる、高過ぎる。安く免許を取れる方法はないのかと言われてま

した。この言われたことが大型特殊免許（農耕車限定）の取得について取り組む結果になりましたけども、まだ取得していない人が少しでも安く免許を取ればと思い、要望もしながら情報を集めながら進んでいます。

農業立市の阿波市であれば、支援や補助を考えるのが普通だと思うんです。平成27年には2,400戸あった販売農家の推移も含めて質問します。現在の阿波市の販売農家数について、そのうち、昨年度に大型特殊免許を取得した人数はどれぐらいか、お答えください。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問の2問目、大型特殊免許（農耕車限定）取得について、現在の阿波市の販売農家数について、また、そのうち昨年度の大型特殊免許（農耕車限定）の取得人数について答弁をさせていただきます。

道路運送車両法では、車両の装備や検査など様々な保安基準が定められており、トラクター等に作業機を装着した状態では、安全性の確保の観点から昨年まで公道走行は認められておらず、ロータリーなどの作業機は圃場まで運搬し、圃場で装着して使用しなければならない状況でありました。

こうした中、昨年1月、道路運送車両法の基準が緩和され、灯火装置や反射器など一定の保安基準を満たすことで、作業機を装着した状態でも公道走行が可能となりました。しかしながら、作業機を装着した状態で、例えば作業機の幅が1.7メートルを超えますと、道路交通法では大型特殊自動車に区分され、公道を走行するに当たっては大型特殊免許を必要とする条件が義務化されました。このことから、市内の多くの農業者は、今後の農業経営に支障を来さないよう、徳島県立農業大学校や民間の自動車学校等で受講費用を負担し、大型特殊免許を取得されております。

そこで、ご質問の現在の阿波市の販売農家数について、また、そのうち、昨年度に大型特殊免許を取得した人数についてであります。本市の販売農家数につきましては、昨年の2020年農林業センサスによりますと1,848農家となっております。また、昨年度に市内の方で大型特殊免許を取得された人数につきましては、農耕車限定を含む大型特殊免許全体の数字とはなりますが、徳島県立農業大学校をはじめ、市内の民間の自動車学校などにお尋ねをしますと、合計で約500名の方が取得されているとお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 答弁いただきました。

農耕トラクターの公道走行という観点からすると、作業機つきで走ることができるようになったちゅうことは、大型特殊免許さえあれば便利になったと、見方を変えれば、そういう言い方もできます。運転するほうが安全確認をしっかりとやってもらうことが条件になりますが。

さて、免許取得なんですけども、1,800戸の販売農家のうち、どれだけの人が大型特殊免許を取得しなければならないのか。今の報告で500人近くは取得した。私も個人的に自動車学校に聞いてみると、昨年4月から今年1月までで、阿波自動車学校は338名、あほくドライビングスクールは171名、ただし、そちらのほうは、後ろに50名待機していたそうです。500人近く取得してるわけなんですけども、それが全て阿波市の方とは、また限りません。例えば、ある地域では大型特殊免許を取る必要がある人が10人いるとすると、6人は取得していますが、4人はまだというところもあります。現実には、これから免許を取得しなければならない人はどれぐらいいるのか。取得はある意味義務なので、とにかくこの徳島県で大型特殊免許（農耕車限定）を取得する方法はどんなものがあるか、教えてください。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問の2問目、大型特殊免許（農耕車限定）取得についての再問、大型特殊免許（農耕車限定）の取得可能な方法について答弁をさせていただきます。

現在、徳島県内において大型特殊免許を取得する方法につきましては、4つの方法がございます。

まず、1つ目としまして、徳島県立農業大学校で農耕車限定の大型特殊免許を取得する方法でございます。講義や実習を9日間受講するもので、約1万円程度の費用で取得できるとお聞きしております。農業大学校では、近年、受望希望者が増加したことに伴い、昨年度から講義回数や定員を増やすなど、現在では年間90名の方が受講をされております。

次に、2つ目としまして、民間の自動車学校で取得する方法がございます。民間の自動車学校では、農耕車を含む限定のない大型特殊免許としていることから、大型建設機械での実習を受け、検定試験に合格すれば取得できることになっており、8万円程度の教習料

が必要であるとお聞きをしております。

次に、3つ目としまして、松茂町にあります徳島県運転免許センターにおいて、トラクターによる実技試験により農耕車限定の大型特殊免許を取得する方法がございます。これまで民間の自動車学校と同様に、農耕車など限定のない大型特殊免許に限られていたことから、大型建設機械による実技試験となり、非常に難しい試験となっております。しかし、今月から開始されたコースでは、トラクターによる1日の実技試験で取得でき、また、受講料等も6,000円程度で、農業者にとっては比較的取得しやすい制度が開始されております。

最後に、4つ目の方法としまして、徳島県のJAグループが実施する農耕車限定の技能講習会がございます。講習と実技試験など2日間で取得することができ、受講料等も1万円程度となっております。

このように、農業者が大型特殊免許を取得するには4つの方法がございますが、取得機関によって既に定員に達していたり、今年度分の募集期間が終了しているなど受講したくても受講できない状況もございますので、本市としましては、今後の状況を見極めながら広報紙等で周知を図るとともに、関係機関に対しましても、講習会の回数や定員の増加など必要に応じて働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 答弁いただきました。

1つ目に言ってくださった徳島県立農業大学校なんですけども、ここでの講習を受けてするんが一番理想的なんですけども、とにかく定員が少ない。もともとは60名で、県民の声があって、春、夏、秋ということで90名に増えたんですけども、誰でも講習できますよと言いながら、実際は認定農家優先、新規就農者優先っていう枠があって、なかなか普通の農家の方は入れません。

それから、自動車学校では8万円ということなんですけども、これも農協が3,000円補助していただいて8万円というそうで、もともとは8万3,000円要るんですけども。

それから、3つ目に言っていたいただきましたが、大型特殊免許（農耕車限定）を取ろうとしてるのに、今までは県の免許センターでも建設機械だったんですけども、一応、トラクターで試験を受けるようになったということは、ちょっとした前進と言えると思います

けども、でも自動車学校なんかは、ご存じのように、依然としてショベルカー——大型建設機械で受講している人がほとんどです。

実際、私の家の近くで大型特殊免許の取得の仕方を9人の方に聞いてみました。そうすると、教習所で取ったという方が7名です。それから1人新規就農者がおったんで、彼は農業大学校で取っておりました。もう一人の方は、免許センターに9回通って、やっと取ったそうです。それでも、教習所で8万円払うよりは四、五万円ぐらいで済むっていうことで行ったようです。

J Aも、今年3月に初めて大型特殊免許（農耕車限定）技術講習会を開催しました。しかし、募集定員は50名と少なく、阿波町では75名の希望者がありましたが、抽せんで10名しか受講できませんでした。

松茂町の運転免許センターで農耕用のトラクターによる技能試験が始まりましたけども、先日6月8日の火曜日は、J Aのご厚意で試験前にトラクターの講習会がある。9名、その講習を受講し、その後、試験を受けましたが、2名しか合格できませんでした。今はまだ取られてない方がたくさんいると思いますし、これからの課題は、答弁にもありましたように、講習会の回数と定員の増加だと思います。実態は希望者の2割も受け入れられていないという状態です。また、市からの働きかけをよろしくお願ひしたいと思ひます。これでこの質問は終わります。

次に、3番目の生理の貧困対策について質問します。

コロナ禍で、コロナの感染症のあれて仕事やアルバイトが減った人がたくさんいます。特に大学生なども、アルバイトで何とか収入を補っていたっていう大学生もたくさんいるわけです。

今年の3月4日、20代でつくる＃みんなの生理っていう団体が公表したオンラインアンケートが日本社会に衝撃を与えました。その内容は、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労したというのです。これを機に国会や地方議会で生理の貧困についての論戦が活発化しました。

3月8日の国際女性デーから5月27日までの期間に、生理用品の無料提供の取組を公表した自治体は全国で100をはるかに超えています。ご存じのように徳島県も、5月20日に県議会臨時会で補正予算の一部として生理用品の提供867万円が計上されましたし、6月9日にも石井町がそういう発表をしています。

トイレトペーパーと同じように、学校や公衆トイレに自由に使える生理用品が当たり

前に置いてある、そんな世界を実現したいという声もあります。そこで質問します。学校の女子トイレ個室に適切な返却不要の生理用品の設置について、市はどういうお考えでしょうか。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の3問目、生理の貧困について、学校の女子トイレ個室に適切な返却不要の生理用品の設置について答弁させていただきます。

阿波市内小・中学校の女子トイレの個室には、児童・生徒一人一人に応じた生理用品の提供の必要性や衛生面などを考慮し、生理用品は設置されておられません。しかしながら、全ての学校の保健室や職員室には返却不要の生理用品が備えられており、児童・生徒の必要性に応じて適切に提供しております。また、養護教諭や女性教員が保健指導や性教育などにおいて、生理についての正しい理解が図れるよう指導するとともに、返却不要の生理用品が保健室等に備えられていることについても説明しております。

今後、各学校において、さらに子どもたちにとって相談しやすい体制づくりや健康面に配慮した生理用品の提供等、子どもの立場に立ったサポートをまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 答弁いただきました。

以前に比べたら、こういう保健指導とか性教育っていうのは、特別に男子だけとか、女子だけとか分けてやってるときもありましたけども、最近は、やはり男女理解ということで男女一緒にやってるということで、そういう話も聞いて少し納得してる場所はあります。職員室や保健室へ行けば無料で提供してもらえるっていうのを聞いて安心しました。

今、世界月経衛生デーというのがあるのをご存じですか。私もあまり知らなかったんですが、5月28日です。全ての人の月経衛生、健康を促進するための日として、沈黙を破り、生理に対する否定的な社会の意識を変えよう、月経衛生を政治の優先課題にと、国際NGO、WASH Unitedが2013年に提唱しました。

5月28日にしたのは、平均的な月経の期間5日のことを、その周期28日から5月28日に世界月経衛生デーとして決めたそうです。そして、その取組は2014年からずっと続いているそうです。事務局WASH Unitedによると、2021年には700を超える国際政府機関、NGOや民間企業が参加しています。

生理は社会みんなの問題だと活動する#みんなの生理という団体は、学校トイレへの無

償設置を政府や小・中学校の校長会に求めるネット署名に取り組んできました。その中で、生理用品が買えず、トイレットペーパーで代用しているという声は前からあり、コロナ禍で顕在化しました。生理は自己責任で黙って片づけるものとせず、行政の責任で配布することや、生理のある人の健康、尊厳、教育の機会を行政が支えることになると行政の責任の意義を強調していますので、よろしく申し上げます。これで3番目の質問は終わります。

次に、4番目の質問に移ります。

ワクチン接種予約の独居老人対策なんですけども、新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールが発表されました。健康で交通手段も持っている方は行動できますが、高齢者で交通手段を持ってなく、独り暮らしで最近のITのシステム等が理解できない方もいるのだと考えました。そういう独居老人の方々のワクチン接種予約の相談活動や窓口の世話はどうするのか、また、移動手段の確保についてはどうするのか、説明を求めます。

以上、お答えください。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 中野議員の一般質問4問目のワクチン接種予約の独居老人対策について答弁させていただきます。

まず1点目、相談、お世話窓口についてであります。

接種予約の相談につきましては、3月15日から開設しております阿波市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターで接種予約と相談も併せて行っております。開設からの相談件数は、5月末日現在で5,870件受けております。

一方、かかりつけ医をお持ちの方につきましては、直接医師に相談されている方も多くあると聞いているところであります。また、ワクチン接種を担当する市役所健康推進課窓口では、直接相談があった方については、阿波市地域包括支援センターとの連携や地域の民生委員の協力で問題解決につなげております。

議員お話のお世話窓口につきましては、65歳以上の方の第2弾予約受付の際、これまでのコールセンター、インターネットでの受付方法に加え、新たに市職員による予約代行の臨時窓口を開設し、6月7日、8日の2日間、本庁、各支所等の4か所において職員40人体制で実施し、1,112人の予約受付を対応いたしました。

今後も、ワクチン接種予約の相談等について継続的に実施し、ワクチン接種を希望される市民の皆様が安心して接種が受けられるよう努めてまいります。

次に、2点目の移動手段の確保についてであります。

阿波市では、新型コロナウイルスワクチン接種の医療機関における個別接種を5月17日から、また、集団接種を5月23日から開始しております。既に5,975人の高齢者の方が1回目の接種を終了しており、ワクチン接種は、現在のところ順調に進んでおります。

中野議員ご質問の接種の移動手段についてであります。医療機関における個別接種につきましては月曜日から土曜日に行われており、阿波市デマンド型乗合交通の利用や阿波市が発行しております阿波市がんばる事業者応援する券でタクシーの利用も可能となっております。加えて、介護認定で要介護1以上をお持ちの方については介護タクシーの利用が可能です。

集団接種につきましては、阿波農村環境改善センターと吉野保健センターの2会場で交互に行っておりますが、日曜日の実施ということもあり、家族の介助、付添いや、またご近所の方と一緒に来られたという方がおられ、接種会場までの移動手段は確保されているものと考えております。

今後も、市民の皆様の声を十分お伺いしながら円滑なワクチン接種に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 高齢者対策の社会福祉事業として、このワクチン接種に関しては、きちんとした方策が取られていると思えました。がんばる事業者応援する券でタクシーの利用も可能となっているところもいいと思えました。まさに一人一人の命と健康を守る取組ですので、引き続ききめ細かに遺漏なくお願いしたいと思います。以上でこの質問は終わります。

5番目の質問に参ります。

国民健康保険制度ですが、高齢者になると、精神的な面でも、肉体的な面でも病の症状が出始めます。目に見えるものや、私の難聴のように五感で分かるものもあります。しかし、体の内部については検査をしなくては分かりません。その点、国民健康保険制度のもとの特定健康診査は、健康を維持していく上では、とてもありがたい制度だと思っております。

3月1日発行の国保新聞に、2月18日発表の市町村国保の令和元年度特定健診等実施

状況速報値が掲載されてました。特定健診は、全国平均が38.0%、徳島県が36.9%で平均以下。そして、もう一つ特定保健指導の実施率が載っておりましたが、そこに、何と徳島県77.7%でトップ、特定保健指導と小さい見出しがあり、ちょっとびっくりしました。実施率が高いということは、保健師等がすごく指導に行っていて頑張っているという証明で、いいことだとは思いますが、同時に、それだけ指導に行かないかんとするのは、どういう生活習慣病の実態があるのかと思いました。

そこで最初の質問です。本市の特定健診、保健指導率は国や県と比べてどうなのか、また、保健指導率と生活習慣病との関係はどうなのか、お答えください。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問の5問目、国民健康保険制度についての1点目、本市の特定健診、保健指導率は国や県と比べてどうなのか、また、保健指導率と生活習慣病との関係はのご質問に答弁をさせていただきます。

特定健康診査、特定保健指導は、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の予防、改善により、虚血性心疾患、脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などの、そのままにしておくと命に関わる重大な病気の発症抑制や重症化の予防を目的に実施をしております。

特定健診受診率、保健指導率につきましては、現在、確定している令和元年度での実績値にして説明をさせていただきますと、本市の令和元年度特定健診受診率は36.6%となっており、全国の平均値38%と比較して1.4ポイント下回っております。県の平均値36.9%と比較しても0.3ポイント下回っている状況にあり、県内順位といたしましては第17位となっております。

本市の令和元年度特定保健指導率につきましては86.6%となっており、全国平均の29.3%と比較して57.3ポイント上回っており、県の平均値77.7%と比較しても8.9ポイント上回っております。県内順位では第11位となっております。

次に、本市の特定保健指導率と生活習慣病の関係についてでございますが、特定保健指導率は、平成23年度の39%から令和元年度には86.6%と47.6ポイントの上昇を示しており、この結果、メタボ該当者やその予備群、高血圧症の方の割合に減少の傾向は見られました。また、糖尿病の診断基準となっているヘモグロビンA1cで見ますと、その判定基準となる6.5%以上の方の比率については、若干の増加傾向が見られるのでございますが、平成30年度から糖尿病の未治療者、治療中断者を重点に訪問指導を

始めたこともあり、合併症のリスクが高くなる8.0%以上の方については、平成28年度では46人となっていました。令和元年度には20人となり、大きな改善を見せております。

今後も、一人一人に合ったきめ細やかな保健指導を実現するとともに、国保加入者の皆様の健康を守ること、国保運営の安定化にもつなげてまいりたいと考えております。そのためにも、国保加入者の皆様には年1回の特定健診を必ず受診していただけるよう、医療機関とも連携いたしまして受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 国は、国民健康保険制度という国民皆保険を将来にわたって守り続けるという理由で、3年前から県も国民健康保険制度を担うことにしました。とにかく前から抱えていた構造的な課題で、年齢構成が高く医療水準が高い、所得水準が低く保険料の負担が多い、財政運営が不安定などのリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する。それを生み出す柱として、国は責任として約3,400億円の追加的な財政支援を行っています。全国市長会、知事会は1兆円を要望しています。

県が財政運営の主体になったことで、2年前ぐらいから運営方針の見直しを図っています。その一つが資産割です。市町村へのアンケートでは、資産割について、24市町村のうち、廃止と維持が12ずつの同数でありました。県として資産割の廃止という運営方針の見直しの方向性を提案していますが、強制ではないので市町村にお任せするとのことでした。

そこで質問します。県の運営方針では、3年間で資産割を廃止し、3方式にするとしていますが、本市はどういうふうに対応していくのか、お答えください。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の国民健康保険制度についての再問、県の運営方針で3年間で資産割を廃止し、3方式にするというが、本市はどういう対応をしていくのか。その中で均等割はやはり維持をしていくのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

国民健康保険制度の改革により、平成30年度から県と市町村が共に国民健康保険の運営を担っており、県は、財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は、地域住民と身近な関係の中、被保険者の資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保

健事業等の実施など地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施しております。

中野議員ご質問の資産割の廃止につきましては、令和2年12月に改正された徳島県国民健康保険運営方針の中で、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値として、県が提示する標準保険料率の算定方式によりますと、令和3年度から5年度にかけて全国的に廃止の動きにある資産割を段階的に縮小し、資産割を除く所得割、均等割及び平等割による3方式に移行する方針としております。

ただし、現時点における市町村の保険料の賦課方法については、標準保険料率を参考に、地域の実情に応じた賦課決定を行う各市町村の判断にて3方式の導入を検討し、決定することとされており、導入の時期については示されていないのが現状でございます。

本市におきましては、今年度、税率改正を行いました。この改正をするに当たり、徳島県が示す標準保険料率を参考に、現在の経済状況及び国民健康保険運営の状況を勘案し、国民健康保険税全体で約3,000万円の賦課額の引下げを行っております。その内容につきましては、県の運営方針及び市の国民健康保険の運営状況を参考とし、全体的な率の引下げを行っておりますが、特に資産割の税率引下げを行っております。

今後においては、資産割の廃止に向け、県の示す標準保険料に段階的に近づけていきたいと考えております。資産割を完全に廃止した場合には、所得割、均等割及び平等割で調整をすることになります。そのため、資産割を除く3方式の導入については、県の運営方針に沿って進めてまいりたいとは考えますが、市の国民健康保険運営状況や国保加入者の皆様への税負担の影響等にも考慮しながら調整をしてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 答弁いただきました。

私としては、やはり均等割が引っかけられます。平成30年度の統計で、均等割では全5,300世帯の72.6%、3,860世帯が低所得者、7割、5割、2割の法定減免措置の対象になっている。そのうちの57%に当たる2,200世帯が7割の該当。減免の割合が高いのにすごく驚きました。国保の被保険者の方の所得水準が低いという構造的な課題を証明する数字です。

それでも、残りの27.4%の世帯の方の均等割を一般会計からの繰入れを使ってでもなくしてほしいというのが私の考えです。均等割は、やはり昔の人頭税です。前にも言い

ましたが、国の財政支援を3,400億円から1兆円に上げてくれれば、均等割、平等割は払わなくてよくなります。また、市長を中心にしっかり国に意見や要望を上げていってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで8番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

2番武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） 議席番号2番、志政クラブ武澤豪、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、自主防災組織の状況と本市の取組についてです。

先日の新聞報道にもあったように、阿波市では、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えた防災訓練が開催されたようです。職員318名が参加し、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の設営訓練を行ったとありました。近所の被害状況をシミュレーションし、自宅から最寄りの支所まで徒歩や自転車で向かい、約1時間で全員が集合したとのことでした。

災害に対する日本の社会像として掲げられているのが、自助、自分や家族で助ける、共助、共に近所や自治会単位で助け合い、公助、市や県などの公的機関が助けるという言葉もあるように、今回は公助の訓練が行われたようで、一市民として非常にありがたく思います。

では、最初の質問として、職員防災訓練の成果についてどのような内容だったのか、危機管理局長の答弁をお願いします。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 武澤議員の一般質問、自主防災組織の状況と本市の取組について幾つかのご質問をいただいております。

まず、職員防災訓練の成果について答弁させていただきます。

近年、地球温暖化が原因とされる台風の大規模化や線状降水帯の影響による豪雨等の自然災害、また、今後30年間で70%から80%の高い確率で発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等への対応が急がれるとともに、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする過去の災害を教訓として初動対応の重要性についても再認識され、自治体職員にも、実践的な訓練を通じた初動対応の充実と強化が求められております。加えて、新型コロナウイルス感染症流行の状況下にあつて、大規模災害への対応と併せて、避難所運営における感染症対策にも万全を期することが重要となっております。

今回、5月23日に実施した緊急参集訓練では、南海トラフ巨大地震の発生を受け、全職員が徒歩や自転車等の交通手段で、避難所までの経路の安全を確認しながら1時間以内に参集することができました。引き続き実施した避難所の設営訓練では、新しい生活様式に基づき、3密の回避を徹底し、避難所でのプライバシーにも配慮するためのパーティションの設置や段ボール仮設ハウスの設営など、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと講じながら迅速に避難所を設営することができました。

今後におきましては、このような防災訓練を通じて、各職員が発災時の初動対応における行動力や判断力を身につけることで、かつて経験したことのない複合災害から市民の皆様の生命、財産を守り、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりが実現できるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

過去の防災訓練に併せて、新たにコロナ対策も盛り込んだ設営訓練を行うことで、市民の皆様が避難された際に、一時的にも安心していただけるよう、そのような避難所になるように、今後も継続をお願いします。

今後、いつ起こり得るか分からない南海トラフを震源とした巨大地震、中央構造線活断層を震源とした地震、そして、本年も日本全国で発生する可能性も十分考えられる集中豪雨や台風など大きな危機は静かに、かつ確実に近づいてきていると思います。そのためにも、先ほどの訓練も含めた公助と並行して、ふだんからの準備や訓練を行っている共助の団体が消防団と小学校区自主防災組織連合会です。

まず、消防団では、私自身も団員として活動をしています。2020年4月現在では、日本全国におよそ81万人の団員がおり、通報や招集があれば、時間や環境に係る

く現場に駆けつける頼もしい存在であり、また、阿波市では、各避難所指定の学校では耐震化が図られ、水害に対しては高性能排水ポンプ車を配備するなど災害に対する準備を市挙げて進めているようです。

そして、消防団のほかに、先ほど挙げたように、同じ共助では、小学校区自主防災組織連合も組織されており、活動や訓練をされているようです。木村議員も同様の質問がありましたが、訓練の内容では、年1回程度の訓練を行い、初期救助訓練や初期消火訓練、炊き出し訓練など各小学校単位で行われているようです。

では、再問として、小学校区自主防災組織連合会の設立について、どのようなものかを質問したいと思います。

○議長（松村幸治君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 武澤議員の一般質問、自主防災組織の状況と本市の取組についての再問、自主防災組織連合会の設立について答弁させていただきます。

自主防災組織は、私たちの地域は私たちが守るという精神と連帯感のもと、自主的に結成し、防災・減災活動を行うための組織でございます。阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓から自助、共助の重要性が再認識されており、これを踏まえ平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、地域防災力の強化が求められるようになりました。

本市においては、防災士会などの防災関係団体・機関と市民の皆様が一体となった総合的な防災・減災体制の整備が急務であると考えております。現在、世帯数の約90%に当たる289の自治会で自主防災組織が結成されており、その組織が横断的につながることにより、防災・減災のノウハウの共有化や情報交換などは重要で、それぞれの自主防災組織を支援する連合会を中心とした活動の展開が期待されております。

現在のところ、小学校区ごとの連合会は、林、御所、八幡、土成、市場の5つの小学校区に連合会が結成されており、そのほか、1校区につきましても、連合会の結成に向けて手続を進めているところでございます。

今後におきましては、自主防災組織連合会の結成率100%の実現に向け、議員各位、さらに自治会長や消防団のOB、地域の防災士などの皆様方にもご協力をいただきながら、市民の皆様に対しまして、しっかりと自主防災組織の必要性や重要性をご説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

本市では、既に約90%に当たる289の自治会で自主防災組織が結成されているようです。また、小学校区での連合会は、林、御所、八幡、土成、市場の5つで結成されており、ほかに、1校区についても手続を進めているようです。

しかし、残念なことに、私や坂東市議会議員の地元である伊沢小学校区には、まだ自主防災組織連合会がないようです。これから起こり得る災害に備えて、我が伊沢小学校区に自主防災組織連合会を設立したいと考えているが、市は協力していただけるのかの答弁を、同じ伊沢小学校区でもある藤井市長に答弁をお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 武澤議員からの一般質問、自主防災組織の状況と本市の取組についての再々問、阿波町伊沢小学校区に自主防災組織を設立したいと考えているが、協力してもらえるかについて答弁させていただきたいと思います。

先ほど武澤議員からは、伊沢小学校区に自主防災組織連合会を設立したい旨の力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。先ほど吉川危機管理局長からも答弁をさせていただきましたけども、現在、5小学校区におきまして連合会が結成されております。未結成の小学校区への働きかけを強化しているところでございます。

連合会の設立に当たりましては、役員会や設立総会、また、設立後におきましても、防災訓練や組織運営等々につきましてご支援、ご協力をさせていただきたいと考えておりますので、議員各位のご協力も賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

本市では、引き続き地域一体となった自主防災組織連合会の100%の結成を推進するなど、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりの実現に向けまして、防災・減災対策の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 武澤豪君。

○2番（武澤 豪君） 藤井市長から答弁をいただきました。

支援と協力をいただけるとのことで安心しました。何度も申し上げますが、災害はいつ起こるか分かりません。今日かもしれませんし、明日かもしれません。市民の皆様が安心して生活ができ、かつ災害が発生したときに、少しでもその不安が取り除けるように、一日も早い自主防災組織連合会設立に向け、私も坂東議員とともに協力を惜しみません。災

害に強い阿波市に向けて、精いっぱい共に頑張りましょう。

以上で質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで2番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時14分 休憩

午後1時22分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番原田健資君の一般質問を許可いたします。

1番原田健資君。

○1番（原田健資君） 1番原田健資です。こんにちは。今回、補欠選挙で当選させていただきました原田健資です。皆様方には大変お世話になり、おかげさまで、こうしてこの場に立つことができました。感謝の気持ちでいっぱいでございます。言葉で言い表せられません。一生懸命頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

さて、阿波市では、工業団地の誘致、西に東に大工場がたくさん出てきて、働く場や働く人が多くなっております。素晴らしいことでもあります。働くことはいいことです。一方で、市外の職場に通勤に通う人も多くあります。西へ東へ北へ南へ、朝夕の通勤ラッシュで車がいっぱい道にあふれております。今回は、それらの道路のうち、阿波町から、市場町から、土成町から、吉野町から進入しやすい、通勤に便利な東西に走る堤防道路についての質問であります。

通告してありますように、道路改良について、日開谷橋、西条大橋、上板町境の間、阿波町日開谷橋から阿波麻植大橋、中央橋、西条大橋、上板町境までの堤防道路の改良についてであります。

この堤防道路、一本の道ではありますが、一本の中には市道あり、県道あり、また市道ありの複雑な線名となっております。しかし、信号もなく、ノンストップで走れるところから魅力があります。時間稼ぎができます、時間短縮です。朝の一分一秒を争う通勤者にとって便利なルートであると思います。ただ、この道路、アスファルト部が狭く、路肩に段差があったりして、対向するときに困ることがあったりします。安心度を高めるために、道路やアスファルト部の拡幅をより進めてほしいのであります。県東部、県都徳島へ通勤しやすいまちづくり、便利な通勤ルートづくりをよろしくお願い申し上げます。

現在、おかげさまで、以前よりは大変よくなっておりますが、長いルート区間でありま  
す。県道部分は県に働きかけていただき、改良をより進めていただきたいと思います。ま  
た、市道の部分は、堤防まけまけいっぱいまでアスファルト化していただきたく思いま  
す。また、市外来訪者のために道しるべなどもあったらよいと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 原田健資議員の一般質問の1問目、道路改良について、日開  
谷橋から上板町境までの堤防道路の改良についてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご質問の道路は、主要地方道鳴門池田線、日開谷橋東詰め交差点から南へ、日開谷  
川左岸堤天の市道西原日開谷橋線、阿波麻植大橋北詰めから吉野川堤防小段を走る県道香  
美吉野線、さらには阿波中央橋から東へ、西条大橋北詰めを通り上板町境までの堤防堤天  
及び小段を走る市道南二条南北線などの総延長約12.8キロメートルに及ぶ道路であ  
り、吉野川左岸堤防に併設する道路につきましては、国土交通省の占用許可を受けまして  
県及び市が管理しております。

これらの道路は、地域経済活動を支えるとともに、主要地方道鳴門池田線並びに主要地  
方道德島吉野線等のバイパス的役割を担う道路として多くの皆様にご利用されておいま  
す。しかし、道路状況は、一部の箇所片側1車線での改良済み区間があるものの、ほと  
んどの区間が幅員4メートル程度の未改良区間であり、朝夕の通勤時間帯には車両の対向  
に苦慮しており、歩行者や近隣住民にとっても危険な状況になっております。

これらの状況を踏まえ県では、県道香美吉野線について、平成22年に阿波麻植大橋北  
詰め東側、道路屈曲箇所77.5メートル、平成25年に県道切幡川島線との交差点西  
側、幅員狭小箇所92メートルを局部改良事業により改善しております。さらに、平成2  
6年には、終点側の阿波中央橋北詰め交差点から吉野川上流方向760メートル区間の整  
備を行い、通行車両の利便性、安全性が大きく向上しているところでございます。

しかしながら、それより西側の未改良区間につきましては、幅員の狭い区間が多くある  
ことから、県に対し、用地取得が少なく事業費を抑えることができる河川堤天を活用した  
整備を要望してまいりました。また、本市が管理する堤防堤天部及び小段部の市道につい  
ても、利用者からの要望を受けまして路肩部分の舗装工事を実施し、通行する車両の安全  
確保に努めているところでございます。

市内を東西に走る幹線県道である主要地方道鳴門池田線や徳島吉野線などは、朝夕のピ

ーク時において慢性的な交通渋滞が発生していることから、渋滞緩和のバイパス的役割を担う安全で安心して利用できる県道香美吉野線を含む堤防併設道路の整備が望まれております。

今後も県に対し、県道香美吉野線について、河川堤天を活用した整備を要望するとともに、本市におきましても、現在実施している市道の路肩舗装を計画的に進めまして、安全に通行できる道路整備の推進に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） どうもありがとうございました。

平成22年、25年、26年に工事をやっていただいとるようでございます。市内市外、通勤する方も大変多く、市外へ通勤されてる方は、外から稼いで市内に持って帰るわけでございます。働く人を大切に、通勤しやすいまちづくりにより努めていただき、道路をよくしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、2番目の鳴門池田線と192号線をつなぐ津田川島線拡幅及び興崎と香美を結ぶ市道の千田橋までの延伸について。

1、2車線歩道つき道路を考えてみてはどうか。主要地方道2号線津田川島線の改良促進をするべきだ。関係する市道の改良を進めるべきだということでお願いしてありましたが、先ほどの1問目、阿波市内の東西ルートでしたが、2問目、これは南北のルートです。岩津橋は、鳴門池田線から192号線へごく短く、僅かな時間で往来できます。駅へも大変便利です。瀬詰の橋も同じく南北道でございます。学の阿波麻植大橋、中央橋もわかりでございます。また、西条大橋はすばらしく、市道や鉄道をまたぐ大きな陸橋もあり、信号が青ばかりであれば、驚くほど早く南北の通行ができるルートとなっております。僅かな時間で192号線へ、また石井町へ行けるほどのルートでございます。

今回、2問目のルートは、30年前と大差ないと言えるほど後れている2号県道津田川島線の南北道についてでございます。この津田川島線の鳴門線と潜水橋の間は、議会で毎年何回も取り上げられてきたと思います。なのに、昔のまま変わりなく狭いままでございます。さぬき市から川島町に続く2号県道、主要地方道であるにもかかわらず、昔のまま狭い道です。改善しますと、川島、鴨島の病院など官公庁や駅にはすごく便利になります。善入寺島内にはくねくねした箇所があります。直線化してはどうでしょうか。危険な

カーブもあります。善入寺島は国有地でございます。土地代は安いと思います。安く工事ができると思います。今は歩道もなく、狭く、無理やり2車線にしたような狭いところもあります。歩道などで拡張してほしいと思っております。また、潜水橋には退避場がありますけれども、退避場を長く長く、もっと長くつくっていただき、スムーズに対向できるようにしてほしいものでございます。

昔からのほったらかしの主要地方道、いつまでたってもできません、よくなりません。そこで、代わりに市道興崎田渕線を早く南へ、潜水橋まで延ばしてほしいのです。県道の改修は、いつまでも待てません。阿波麻植大橋から中央橋まで7キロあります。潜水橋はあっても、大橋はありません。学、鴨島間7キロ、大橋なしです。流域では7キロ、最長、大橋がない区間でございます。新設の市道で南北道を貫いていただき、潜水橋に接続していただき、鳴門池田線と192号線を直線的に、南岸と北岸を直線的に行き来できるようにしてほしいのでございます。市道の新設と県道の国、県への改良の要請よろしくお願い申し上げます。いかがなものでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 原田健資議員の一般質問の2問目、津田川島線の拡幅及び千田橋までの市道の延伸について、主要地方道津田川島線及び市道の改良促進を進めるべきとのご質問に答弁させていただきます。

議員ご質問の主要地方道津田川島線は、香川県さぬき市津田町の国道11号交差点を起点とし、吉野川市川島町の国道192号城山交差点を終点とする県道です。この区間には善入寺島があり、島内の県道は、ほとんどが2車線に近い状態で整備されていますが、島内を結ぶ本市側にかかる千田橋、吉野川市側にかかる川島橋の潜水橋については、幅員が3メートルと狭小となっております。

潜水橋は、通行者の安全上の問題から、転落防止を目的とした車止め、退避スペースは整備されておりますが、潜水橋の拡幅などの大規模改修については、治水上の課題もあり難しいと考えております。

なお、善入寺島内の本市と吉野川市境界付近で急カーブとなっている危険な箇所につきましては、占有者のご理解をいただいた上で県と改修等の協議を進めてまいります。

また、阿波吉野川警察署阿波交番東側の主要地方道鳴門池田線から南へ、吉野川左岸堤防下の県道香美吉野線までの延長約800メートル区間は全幅4メートル程度の県道であり、善入寺島への農作業に向かう車両、善入寺島を渡り、吉野川市方面に通勤する車両、

さらには、朝夕の渋滞を避けるため、主要地方道鳴門池田線の迂回路として利用する車両等多くの車両が通行し、車両同士の対向にも苦慮している現状から、地元住民から待避所等の局部改良要望が寄せられております。

これらの県道整備につきましては、毎年、市が取りまとめの上、県へ県単独事業の実施を要望しており、昨年度、13路線47件の整備をお願いし、その中に本路線の主要地方道鳴門池田線交差点から130メートル区間の局部改良についても要望を行っております。今後も、早期着手が図れるよう引き続き要望を重ねてまいります。

なお、主要地方道津田川島線東側の市道興崎田渕2号線から南進する道路新設につきましては、多額の事業費が必要なことから国の補助金を活用して取り組む必要がございますが、現在、市場町の市道奈良坂東西線をはじめとして市内で4路線の改良工事を進めている状況であります。現時点での新たな路線の事業化については難しいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） ありがとうございます。

退避場不足、治水上問題もあるということですが、善入寺島のところは、日本一の川中島、中州でございます。治水上と申しましても、川幅が非常に広いところで特殊な地域でありますので、多少、川の流れに影響するのは少ないのではないかと私なりに思うわけでございます。川幅、元は日本一のところであったとも思います。日本一の中州、川幅日本一、川幅が一番広いのでございまして、潜水橋が川の流れに影響するとはいえ、広いところでございます。そういうようなところを強調していただき、なお潜水橋の幅を広げたり要望していただけたらありがたいなあと考えております。

局部の退避場を設けてくれという要望が地元民からあったということですが、拡幅が待ち切れない、じゃあ、辛抱しようかというふうな人もおられると思います。一日も早く拡幅、800メートルの間、広くしていただければありがたいと思っております。

いずれにしても、国交省もかんでいるところで難しいとは思いますが、なお一層、働きかけていただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、3番目の路線バス学界目線の復活について。

1、中山間地を走るバス、誰でも、外国人でも、いつでも乗れるバスの復活、低運賃化

をということでお願いしてありました。

先年、昔から続く路線バスが廃止されました。この路線バスは、創業当初は讃岐津田駅から市場町市場まで運行されていたと聞いております。現在では、三本松駅から市場町大影境目まで運行しております。また、志度駅からは、お遍路さんの大窪寺まで運行されているようでございます。長い歴史があるルートでございます。また、徳島県側は学界目の線でございます。

ところが、古い歴史のこのバス路線、大影境目から学駅の間が、残念ながら、無残にも廃止されてしまいました。別にデマンドというバスの路線をつくってしまったのです。元の8便もあったバス、8便全廃されてしまいました。これではたまりません。8つあれば、1つや2つ残してもいいのではありませんか。補助金があるじゃないですか。デマンドはデマンドと、路線バスは路線バス、別々に考えていいんじゃないかと思えます。考慮すべきだと思います。

観光に力を入れる阿波市でございますが、コロナ後の観光は、市外の人に頼ることが予想されます。日本人も、外国人も利用できないデマンドバスでは十分ではありません。登録者、会員のみでデマンドバスでは、会員だけの公共交通ではありません。路線バスのよさを生かすべきです。8便中2便は残すべきと思いますが、あるいはデマンドバスとの複合型の便を考え、路線バス、学界目線のよさを生かしつつ、全廃じゃなく、複合型のバスを新たにというか、改良を加えつつ考えてみてはいかがでしょうか。誰でも乗れるバスにするべきだと思います。

さぬき市と阿波市の乗り継ぎバスなども考慮していただければいいのではないかと思います。どうぞデマンドバス、路線バスの複合型、いろいろ考えていただきまして、次のご答弁をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 原田健資議員の一般質問3問目、路線バス学界目線の復活について、中山間地を走るバス、誰でも、外国人でも、いつでも乗れるバスの復活、低運賃化をについて答弁をさせていただきます。

本市の公共交通は、かつては幹線道路を運行していた民間の路線バスもありましたが、利用者数の減少等により縮小、撤退し、一部の地域しか公共交通網を形成していないという課題がございました。このため、公共交通空白地域が市内各所に存在することとなり、

高齢者人口が年々増加している本市にとって、市民の皆様の移動手段を確保するため、平成29年2月、地域公共交通の利用者、公共交通事業者や学識経験者などで構成する阿波市地域公共交通活性化協議会を設置し、既存の交通資源を含めた交通システムの比較検討により地域の実情に合った地域公共交通体系の構築を目指して、平成30年3月に阿波市地域公共交通網形成計画を策定いたしました。

この計画では、市民アンケートの調査結果に基づき、市民ニーズが高かった自宅から指定場所までを運行する阿波市デマンド型乗合交通の導入を決定いたしました。一方、路線バスにつきましては、利用者の減少や運転手不足により、平成31年3月をもって市場学駅線、市場界目線、市場土柱線の3路線の運行を取りやめることとなりました。

平成31年4月から、新しい交通モードとして導入した阿波市デマンド型乗合交通は、市民の皆様から高い評価をいただいております。令和2年度の実績として延べ9,123人にご利用をいただきました。主に通院や買物にご利用いただいております。70歳以上の方の利用が80%を超えていることから、今後、70歳代を迎えた団塊の世代の皆様の利用も見込まれ、利用者はますます増えてくるものと考えております。

今後、現行の阿波市デマンド型乗合交通により廃止した路線バス3路線の運行区間をカバーし、課題であった公共交通空白地域の解消に寄与していることから、市として路線バスの新たな交通手段の確保は考えておりません。市民の皆様以外の方が利用する公共交通につきましては、既存の交通資源や市財政とのバランスを図ることが必要であると考えており、阿波市地域公共交通活性化協議会において調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 原田健資君。

○1番（原田健資君） どうも答弁ありがとうございました。

デマンド、路線バス、非常に過疎とか人口減で難しいとは思いますが、それぞれのよさを生かして今後のバス運行に考慮していただきたいと思います。

最近、県境まで行ってきました。県境、境目のイチョウのところからバス停に100円バスと書いてありました。境目まで来ているバスは老人、70歳でしたか、高齢の割引がありまして、証明書があれば100円で海辺の三本松まで行けるようでございます。それと、大窪寺のほうは、200円で志度の海辺まで行けるようでございます。200円の志度の大窪寺のほうは、誰でも証明書もなく、日本人でも、外国のお遍路さんでも乗れるようでございます。デマンドバス、路線バスのよさも含めて考慮していただき、今まであつ

た路線バスのよさを中心に組み込んで引き継いでいただければ非常にうれしく、また観光客の方も阿波市内に来やすいのではないかと思います。どうぞこれからも、調査研究と書いていただいておりますけれども、調査研究の上、阿波市のバスをますます発展させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。ご答弁ありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで1番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時04分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

9番笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 9番笠井一司、一般質問をいたします。

今定例会の最後の質問となりますが、どうかよろしく願いいたします。最後ですので、できるだけ早く終わられるよう簡潔に質問したいと思います。

第1問目は、市政の情報化、デジタル化についてであります。

このことにつきましては、さきに令和元年の第4回定例会におきまして、自治体行政への最先端技術の導入について質問したところでございます。現在は情報化社会となり、様々な行為が電子化され、通信やデータ処理の技術A I——人工知能、それから通信とセンサーとの組合せ、I o T、これはもののインターネット、すなわち、ものどものインターネットでつなぎ自動制御をするという仕組みでございます。こうしたデジタル技術が進化しておりまして、行政サービスの効率化、そして高度化のためには、こうしたデジタル技術の導入が不可欠となってきております。

残念ながら、日本におきましては、諸外国と比べ、このたびのコロナウイルスへの対応にデジタル化への後れが目立ちました。そうした中、今年度の機構改革で市政情報課の設置がありまして、また、さきの臨時会において市長から、デジタル庁創設に対応し、行政内部のI C T環境の一層の充実を計画的に図るため、市全体の情報化、デジタル化推進に取り組んでいくとの所信表明がございました。

そこで質問ですが、1点目、今年度の機構改革として、阿波市の情報化、デジタル化の推進のため市政情報課を設置したが、どのような取組をするのか。また、2点目として、一方で教育環境の整備のためGIGAスクール構想が進められておりますが、機構改革は、この構想との連携は考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 笠井一司議員の一般質問1問目、市政の情報化、デジタル化についての1点目、今年度の機構改革として阿波市の情報化、デジタル化の推進のため市政情報課を設置したが、どのような取組をするのかについて答弁をさせていただきます。

政府では、行政のデジタル化に力を入れるべく本年9月1日にデジタル庁を創設し、進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革させると言われておりますDX——デジタルトランスフォーメーションを加速させるべく、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行するとしています。

本市の行政サービスにつきましても、デジタル技術や関連データを活用し、市民の皆様の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。また、常にアンテナを高く張り、国や県からの情報を遅れることなくスピード感を持って収集し、来るべき行政のデジタル化に向けた体制づくりを構築、維持しなければなりません。

そこで、本市では、機構改革の一つといたしまして、先ほどの目的に加え、今後の行政手続のオンライン化をはじめ、市民サービスの利便性の向上、行政経営の効率化を推進し、課題解決を積極的に図るため、各課各業務をそれぞれで分散的に運用するのではなく、一つのチームとして取り組むべきと判断いたしました。まずは情報発信力の強化や行政や地域のデジタル化を推進するとともに、ロードマップやスケジュール化に基づき、デジタル人材の育成、市民サービスにつなげるためのDXの推進など、日々加速するデジタル到来の波に遅れることのないようしっかりと対応し、さらに広報紙、ホームページやACNを利活用した普及啓発を図るべく、これら広報広聴、地域情報業務に電算業務を加え、市政情報課の設置に至りました。

そして、財政基盤にも配慮しつつ、様々な行政手続が便利になり、紙ベースを電子化するなど今までの煩雑さが解消され、市民に優しいデジタル社会が迎えられるよう、行政の

市民に寄り添った取組が不可欠であると考えます。

今後におきましては、本市の規模や実情に見合わないオーバースペックな取組にならないよう国や県の動向に注視するとともに、引き続き自らが担う行政施策について市民が望むサービスが提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 石川教育部長。

○教育部長（石川 久君） 笠井一司議員の一般質問の1問目、市政の情報化、デジタル化についての2点目、教育環境の整備のためG I G Aスクール構想を進めているが、機構改革は、この構想との連携は考えているのかについて答弁させていただきます。

現在、阿波市では、国のG I G Aスクール構想に沿って、全ての児童・生徒に対してタブレット端末の配置を行い、I C T機器を活用した学習を進める予定でございます。阿波市内の学校には既にタブレット端末が納入されておりまして、授業での利活用を推進するため、教材ソフトの導入、設定、確認を順次進めておりましたが、納入されておりますタブレット端末の同機種にバッテリーの不具合の報告があり、回収、点検が必要となったことから、授業での利活用に時間を要しているところでございます。

本年4月の機構改革により設置されました市政情報課につきましては、デジタル庁の創設を踏まえ、市政の情報発信強化と市のデジタル化のために設置したものであり、G I G Aスクール構想につきましては、文部科学省、教育委員会が進めているものでございます。したがって、今後、G I G Aスクール構想とデジタル庁の施策がどのように組み合わせられ、展開されていくのか、その動向を注視しながら、本市における連携について十分に考慮してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 答弁では、行政のデジタル化への対応につきまして、これまで各部署や各業務を分散的に運用してきましたが、一つのチームとして一元的に取り組み、情報発信力の強化や行政や地域のデジタル化を推進する。さらには、国や県の動向を注視し、市民が望むサービスが提供できるよう取り組む。また、G I G Aスクール構想との連携につきましては、デジタル庁の施策と文部科学省の施策が今後どのように組み合わせられるのか、その動向を注視しながら考慮したいとのことであります。

市行政の中で、情報化、デジタル化を中心となって進める組織が阿波市にできたこと

は、市民サービスの向上のためには大いに期待されるところであります。そこで、行政のデジタル化やオンライン化が進みますと、一方で、情報の漏えいやサイバー攻撃などが心配されます。そこで、再問として3点目、情報セキュリティについて、どのような取組を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 笠井一司議員の一般質問1問目、市政の情報化、デジタル化についての再問、情報セキュリティについて、どのような取組を考えているのかについて答弁をさせていただきます。

本市では、まず情報漏えい防止対策といたしまして、ネットワークを3つに分離しております。1つ目は、住基や税情報など個人情報扱うネットワーク、2つ目は、財務会計や起案文書など内部情報を扱うネットワーク、3つ目は、インターネット専用のネットワークの3つのネットワークでそれぞれ構成されております。

個人情報を扱うパソコンでは、各個人ごとに指静脈とパスワードによる認証を行っており、認証された本人以外での使用ができないような仕組みの上、許可されたパソコン以外からのデータは抜き出せない設定としております。そして、個人情報を調べたり、情報を書き換えたりするアクセス権限は、業務上許可された職員に対して必要最低限の権限のみ許可しております。許可された者以外の者が調査を行った場合には、調べた職員の氏名及び日時等、書換えを行った場合は、書換えを行った職員の氏名と日時等の情報がアクセス記録としてシステムのサーバー上に残るような仕組みになっています。

次に、情報セキュリティに関する職員研修及び技術習得についてでございますが、全ての職員の危機管理意識の向上を図るため、具体的には、部長級を含む全事務職員に対し、J-LIS——地方公共団体情報システム機構が行っているリモートラーニングの情報セキュリティ研修を受講するようにしております。個々のセキュリティ等のスキルを高めるため、このJ-LISの情報セキュリティの研修コースにおいては、各コースの最後の終了テストによって内容を理解していないと終了することができない仕組みとなっております。

次に、インターネットの使用についてであります。インターネット専用のネットワークでは、徳島県と県内全ての市町村で共同運営し、全ての通信の監視、分析を非常に高度な知識を持った専門の業者が24時間体制で行う徳島県セキュリティアクラウドを通じて、インターネット閲覧やインターネットメールを利用しております。

このようなことから、本市では、総務省が提言する自治体情報システム強靱化モデルの要件を全てクリアしており、サイバー攻撃など外部からの攻撃に対しては強固なものとなっております。

今後におきましても、セキュリティーに対し職員のスキルや意識を高めるため、毎年セキュリティー研修を実施し、進化し続けるセキュリティー脅威に対抗するため、より効果的な方策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 情報セキュリティーについては、業務上許可された職員以外は使用できないような仕組みづくりと、全ての職員の危機管理意識の向上を図る研修、そして、サイバー攻撃に対しても強固な仕組みを構築しているということですが、情報の漏えいやシステムの破壊などはあってはならないことであり、技術は日々進歩しておりますので、さらに一層、情報セキュリティーを高めていただきたいと思います。

日本のデジタル化は、先ほどのコロナウイルスの関連でも表れましたように、遅れておりました、これに積極的に対応していくことが喫緊の課題となっております。今後は、AIやIoTの活用なども考えられ、業務の効率化、高度化に向けて、市政情報課の設置により、阿波市が他の市町村に先駆けて行政のデジタル化に積極的に取り組んでいくことを期待したいと思います。

第2問目は財政運営についてであります。

本年度から合併特例による交付税の加算措置がなくなり、合併特例債の終了も間近となっております。さきの市長の所信表明の中で、合併特例債の発行期限が2025年度をもって終了し、これに代わる財源として、企業誘致をさらに推進していくとありました。企業誘致によって市民の雇用の場を確保して、市民税や固定資産税などの市税の増収につなげ、市の財政基盤の充実強化を図っていくことは理解できるところでありますが、減少する財源に対し、企業誘致によってどれだけの財源確保ができるのか、よく分かりません。

そこで、合併特例債の発行期限が2025年度で終了し、これに代わる財源として企業誘致を考えているが、企業誘致によりどの程度の財源確保ができると考えているのか、お伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 笠井一司議員の一般質問の2問目、財政運営について、

合併特例債の発行期限が2025年度で終了し、これに代わる財源として企業誘致を考えているが、企業誘致によりどの程度の財源確保ができるかと考えているのかについて答弁をさせていただきます。

合併特例債、普通交付税の合併算定替えといった市町村合併に伴う財政支援策が徐々に終了し、その財源確保が重要な課題で、その解決策の一つとして企業誘致があります。企業誘致は、経済の活性化において大きなメリットがあり、直接的投資効果や雇用創出効果により様々な税収の増加や地域への経済効果などが見込まれます。より具体的には、誘致企業の移転や新拠点設立の際には設備投資が生まれ、そこには固定資産税や法人市民税などが見込まれ、経済取引が増加することで地域経済が活性化いたします。また、企業誘致により雇用が生まれ、本市に居住することになれば個人市民税が、住居を建設すれば固定資産税が見込まれるとともに、スーパーや飲食店などでの消費活動もあり、経済的恩恵が期待できます。

本市においては、企業誘致以外にも財源の確保を目指し、遊休施設の貸付けやふるさと納税の推進、市税や住宅使用料の収納率向上等にも積極的に取り組んでいるところでございます。直接的、間接的にメリットが享受できる企業誘致に加え、様々な財源確保策を組み合わせることで、最終目標である市税収入の増加につなげ、本市財政基盤の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 昨日の坂東議員の質問にもございましたが、自主財源の確保のため、遊休施設の貸付けやふるさと納税の推進など様々な財源確保策を組み合わせることで、市の財政基盤の充実強化を図っていくということであり、とりわけ企業誘致は、直接的にも、間接的にも効果が大きいということであり、私も、市民の雇用の場を生み出す企業誘致が最も効果的であると思います。藤井市長になってこの4年間で、株式会社サンコー、リトルアンデルセン、株式会社トマトパーク徳島、西精工株式会社など、藤井市長のご努力によりまして多くの企業が誘致できました。今後とも企業誘致に努めていただき、本市の財政基盤の充実強化に努めていただきたいと思います。

第3問目は道路網の整備についてであります。

阿波市の地勢は、東西に長く、東西の交通は、主に鳴門池田線によっているのが現状であります。平成27年の第4回定例会で、市庁舎の完成に伴い、市庁舎への利便の向上の

ため、東西道路網の整備を進めてほしいとの質問をいたしました。その際の答弁で、バイパスとして市道奈良坂東西線の整備に努めているとのことでありましたが、それから5年余りが経過いたしましたので、その後の進捗はどうなっているのか。阿波市の東西方向の交通の流れを改善するため、市道奈良坂東西線を整備しているが、進捗状況をお伺いしたいと思います。

○9番（笠井一司君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 笠井一司議員の一般質問の3問目、道路網の整備について、阿波市の東西方向の交通の流れを改善するため、市道奈良坂東西線を整備しているが、進捗状況を伺いたいとのご質問に答弁させていただきます。

市道奈良坂東西線は、平成27年度より国土交通省の補助事業である社会資本整備総合交付金を活用し、市場中学校北側交差点から西への現道拡幅区間延長500メートルを日吉工区、それより西へのバイパス区間、主要地方道津田川島線までの延長520メートルを八坂工区として、2工区に分けて事業を進めております。

現在、県道拡幅部である日吉工区の延長500メートルについて改良工事を進めており、本年度におきましては、本定例会に補正予算として工事請負費3,000万円をお願いし、拡幅改良後の延長310メートルの舗装工事及び延長100メートルの拡幅改良工事を計画しております。

議員ご質問の整備計画区間2工区の総延長1,020メートルにおける本年度末の進捗状況は、拡幅改良済み延長約480メートルで、進捗率は約47%となります。次年度については、本年度施工しました拡幅区間の舗装工事を予定しており、相続により時間が必要な区間を除きますが、日吉工区500メートル区間の完成を目指したいと考えております。

なお、バイパス区間である八坂工区延長520メートル区間については、平成28年1月より用地交渉を開始し、主要地方道津田川島線交差点部の用地関係者等と用地交渉を重ねておりますが、いまだ合意には至っておらず、また、その他の用地関係者の中にも現計画自体にご理解をいただけない方もおいでることから、今後、県との協議を行い、計画変更も視野に検討してまいります。

本計画路線は、市場中学校北側を東西に走り、庁舎へと通じる主要な幹線市道であり、阿波市西部から庁舎へ来庁される市民のアクセス道路として、また、市場中学校の通学路として幅広く利用されております。このことから、まずは、事業計画区間内の現道拡幅を

行う日吉工区の早期完成を目指すとともに、現在、工区東側で進めている市単独事業整備区間も含めた現道全線の整備が完了できるよう課題の解決を図りながら事業に取り組み、利用者の皆様の安全・安心な通行の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 市道奈良坂東西線は、市役所の前を西に進み、主要地方道津田川島線につなぐ延長1,020メートルの路線で、市場中学校北側の県道拡幅区間500メートルと、その西、津田川島線までのバイパス区間520メートルで、本年度内に現道の拡幅区間のうち480メートルの改良を終えたいということでございます。

残り区間につきましては、用地交渉に大分苦勞されているようですが、阿波市にとりまして重要な幹線道路であり、また通学道路としても、中学生の通学の安全のためには整備が必要な路線でありますので、早期の完成を目指して整備を進めていただきたいと思います。

今回の質問は、市長の所信表明や過去の質問についてのその後など3つの項目について質問をさせていただきました。そしてご答弁をいただきました。前に向いて進んでいる点が多く見られ、今後のご努力とその成果に期待したいと思います。大変ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで9番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第74号 令和3年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第75号 阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第76号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第5 議案第77号 阿波市企業立地促進条例の一部改正について

日程第6 議案第78号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について

日程第7 議案第79号 阿波市交流公園の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第8 議案第80号 吉野旭集会所の指定管理者の指定について

○議長（松村幸治君） 次に、日程第2、議案第74号令和3年度阿波市一般会計補正予

算（第2号）についてから日程第8、議案第80号吉野旭集会所の指定管理者の指定についてまでの計7件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第80号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第2回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いをいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、18日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、18日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

22日午前10時から総務常任委員会、23日午前10時から文教厚生常任委員会、24日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は6月30日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時32分 散会